

川崎市子ども・若者生活調査 分析結果報告書

平成 29 年8月

川 崎 市

目 次

1 「川崎市子ども・若者生活調査」実施の背景

| | |
|----------------------------------|---|
| (1) 「子どもの貧困」の概況 | |
| ① 「子どもの貧困率」の推移..... | 1 |
| ② 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは..... | 2 |
| (2) 国の動向..... | 2 |
| (3) 本市の取組の現状..... | 3 |

2 本市の子ども・若者及びその家庭の生活の状況

| | |
|-----------------------------|----|
| (1) 調査方法等の概要..... | 5 |
| (2) アンケート調査から把握された状況 | |
| ① 保護者に関する現状・課題..... | 6 |
| ② 子ども・若者に関する現状・課題 | |
| ア 生活の基盤形成に関する現状・課題..... | 14 |
| イ 学び・学習に関する現状・課題..... | 18 |
| ウ 進学・自立に関する現状・課題..... | 24 |
| (3) ヒアリング調査から把握された状況 | |
| ① 保護者に関する現状・課題..... | 28 |
| ② 子ども・若者に関する現状・課題 | |
| ア 生活の基盤形成に関する現状・課題..... | 30 |
| イ 学び・学習に関する現状・課題..... | 32 |
| ウ 進学・自立に関する現状・課題..... | 34 |
| ③ 支援者の視点から見た子どもの貧困の問題点..... | 35 |
| ④ 必要とされる支援や連携のあり方等..... | 38 |
| (4) 総括的な整理 | |
| ① アンケート調査から把握された現状・課題..... | 42 |
| ② ヒアリング調査から把握された現状・課題..... | 44 |

3 まとめ（必要と考えられる視点や対応策に関する考察）

| | |
|--|----|
| (1) 「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点..... | 45 |
| (2) 対応策を検討するにあたり必要と考えられる視点..... | 46 |
| (3) 「子どもの貧困」に関わる対応策の考え方..... | 48 |

1 「川崎市子ども・若者生活調査」実施の背景

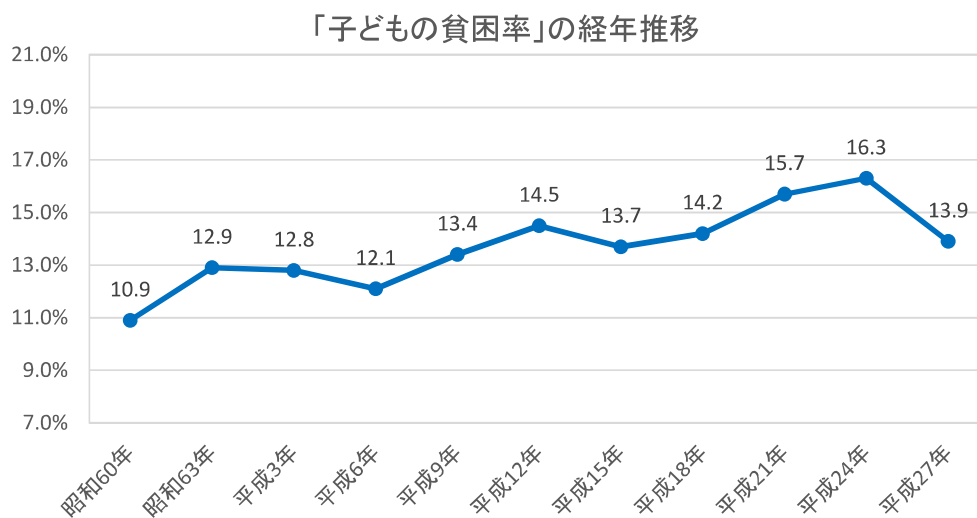
(1) 「子どもの貧困」の概況

① 「子どもの貧困率」の推移

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成 24 年時点の「子どもの貧困率¹」は 16.3%となり、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされました。また、平成 27 年時点の子どもの貧困率は若干、値が減少し 13.9%となりましたが、依然として約 7 人に 1 人の子どもが相対的に貧困の状態にあると考えられます。

国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」は、必要最低限の生活でさえ営むことができない状況を指す「絶対的貧困」とは異なり、その社会の中で相対的に低い所得の水準で生活する子どもの割合を意味します。この「相対的貧困」の考え方では、世帯単位での可処分所得額と世帯人員数により、「貧困」に該当するか否かが判断されます。例えば、世帯単位の可処分所得額について、世帯人員が 2 人の場合は約 173 万円、3 人の場合は約 212 万円、4 人の場合は約 245 万円、5 人の場合は約 274 万円を下回る水準の場合、「貧困」に該当することになります。(平成 27 年時点)

平成 15 年から平成 24 年まで、この基準に該当する世帯及びその世帯に含まれる子どもの割合は上昇傾向にあり、家庭間の経済状況の格差が広がったことが示唆されています。



(出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」)

¹ 「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合を意味する。なお、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除して調整した所得額のことを意味する。

② 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは

相対的貧困に該当する世帯は、それだけ経済的に厳しい状況に置かれているといえます。それ以外にも、例えば、所得の水準が低い背景として、不安定な就労状況に置かれていることが考えられます。さらにその要因として、ひとり親世帯であることや、疾病等を抱えていることなど、世帯として不安定な生活状況にある可能性もあります。子どもの視点から考えた場合には、保護者の生活が不安定で養育の不足により基本的な生活習慣が身につかなかつたり、健康面に課題が生じたり、学習の機会等が得られなかつたりすることが想定されます。

このように、経済的に厳しい状況にあることが、保護者及び子ども・若者の生活における様々な面での格差と関連していることが予想されます。子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつ言われますが、相対的貧困の状態にある世帯・子どもの生活状況や課題等の実態を適切に把握することが重要であると考えられます。

(2) 国の動向

国では、「子どもの貧困率」が上昇傾向にあることを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育つた環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的とし、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、この法律に基づき平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が定められ、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の 4 つの柱による施策が、重要施策として示されました。

また、「子どもの貧困率」は、18 歳未満の子どもの人数を基に集計されるものですが、「子どもの貧困」の問題は、18 歳以降の若者の就労や自立等の問題にも関わるものであると考えられます。関連する法律として、国では、18 歳以降の若者も対象として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されています。この法律は、教育・福祉・保健・雇用などの施策を総合的に推進し、社会生活上、困難を有する子ども・若者を支援することを目的として施行されたものであり、法律をもとに、平成 22 年 7 月には「子ども・若者ビジョン」が、平成 28 年 2 月には「子供・若者育成支援推進大綱」が定められています。

(3) 本市の取組の現状

国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを柱として、それぞれ様々な施策に取り組むこととされています。本市においては、現在 33 の事務事業の中で、国の大綱に示された4つの柱に関連する取組を行っています。

〔教育の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細やかな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費の負担軽減
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 等

<本市の事務事業>

- きめ細やかな指導推進事業
- 児童生徒指導・相談事業
- 地域の寺子屋事業
- キャリア在り方生き方教育推進事業
- 魅力ある高校教育の推進事業
- 奨学金認定・支給事務
- 就学援助・就学事務
- 生活保護自立支援対策事業 等

〔生活の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した支援体制の整備
- 支援する人員の確保 等

<本市の事務事業>

- 民間保育所運営事業
- 公立保育所運営事業
- わくわくプラザ事業
- 妊婦・乳幼児健康診査事業
- 母子保健指導・相談事業
- 生活保護自立支援対策事業
- 生活困窮者自立支援事業
- ひとり親家庭の生活支援事業
- 児童養護施設等運営事業 等

〔保護者に対する就労の支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援 等

<本市の事務事業>

- ひとり親家庭の生活支援事業
- 生活保護自立支援対策事業
- 生活困窮者自立支援事業 等

〔経済的支援〕

<国の大綱に示されている内容>

- 母子福祉資金貸付等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 等

<本市の事務事業>

- 生活保護業務
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 等

2 本市の子ども・若者及びその家庭の生活の状況

<「子どもの貧困」の現状・課題を把握するための視点>

国全体で「子どもの貧困率」が上昇していること等を踏まえ、本市における子ども・若者とその家庭の生活実態や抱えている課題等を把握し、本市における「子どもの貧困対策」を総合的に推進することを目的に、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。

前述の通り、「子どもの貧困」の問題は、単に相対的に所得が低い水準であることで生活が苦しいという問題にとどまらず、関連する様々な課題が生活困窮の要因となっていると考えられます。

調査を実施するにあたり、「子どもの貧困対策」をより具体的に検討するために、保護者が置かれている状況の理解をはじめ、様々な視点からの現状把握が重要であると考えました。

また、乳幼児期から若者に至るまで、それぞれの発達段階で性質の異なる課題が生じていることが想定されますので、今回の調査では、「子どもの貧困」に関する課題等を適切に把握する上で、これら、子ども・若者の発達段階ごとに状況を把握することも重要であると考えました。

今回の調査の実施及び分析にあたっては、上記の視点を念頭に置きながら作業を進めました。

(1) 調査方法等の概要

「子どもの貧困」の現状・課題を把握するための視点を踏まえて、本市では、以下の調査を実施しました。

| 調査種類 | 概要 |
|------------|---|
| 市民アンケート | 市内の0～23歳の子ども・若者が1人以上いる世帯を対象に、無作為に6,000世帯を抽出し、その保護者にアンケート調査を実施した。 (調査期間：平成29年1月6日～1月22日、有効回答数2,635件、有効回答率43.9%) |
| 支援ニーズアンケート | 以下の4種類のアンケート調査を実施した。 (調査期間：平成29年1月27日～2月17日) ①0～23歳の子ども・若者がいる生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の保護者1,500人(有効回答数432件、有効回答率28.8%) ②0～23歳の子ども・若者がいる生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子ども・若者1,500人(有効回答数333件、有効回答率22.2%) ③0～23歳の子ども・若者がいる世帯(生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯を除く)の子ども・若者1,500人(有効回答数503件、有効回答率33.5%) ④市内の児童養護施設に入所している小学生、中学生、高校生子ども・若者127人(有効回答数99件、有効回答率78.0%) |
| 支援者ヒアリング | 児童相談所・保健福祉センター等の行政機関のほか、児童養護施設・乳児院等の児童福祉施設、NPO法人等の職員を対象にヒアリング調査を実施した。 (調査期間：平成29年2月～3月、計34か所) |

「市民アンケート」は、0～23歳の子ども・若者のいる世帯を対象に実施しました。この調査では、経済的困難の状況に関する設問により、市内でどれくらいの世帯が経済的に困難な状況にあるのか、また、その経済的困難の状況が、子ども・若者の発達段階別のどのような課題と関連しているのかということを明らかにすることを試みました。

「支援ニーズアンケート」は、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯や社会的養護の状況にある子ども・若者を対象とし、保護者だけでなく、子ども・若者自身からも回答を得ました。生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の生活状況や支援ニーズ等をより詳細に把握することに加え、子ども・若者自身の意識や学習の状況等を把握することを目的に実施しました。

「支援者ヒアリング」は、市内計34か所の行政機関、児童福祉施設、NPO団体等の職員を対象に行いました。この調査では、各機関・施設等が関わった、困難を抱える子ども・保護者の事例について話をうかがい、アンケート調査だけでは十分に把握できない、より具体的な生活状況や、「子どもの貧困」の背景要因・課題等を把握することを試みました。また、各機関・施設等における「子どもの貧困」に対する考え方・視点や、望んでいるサービス・連携のあり方等について聞き取りを行いました。

(2) アンケート調査から把握された状況

まず、「市民アンケート」「支援ニーズアンケート」から、「子どもの貧困」に関する現状・課題について、保護者の状況、子ども・若者の状況の別に、把握されたことを整理しました。

① 保護者に関する現状・課題

保護者に関しては、「経済的困窮」「不安定な就労・生活」「保護者の社会的孤立・不安」「教育費負担」の4点から状況を整理しました。

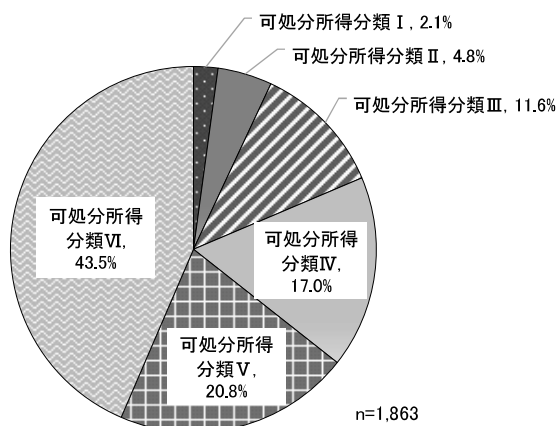
A 経済的困窮（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

世帯の可処分所得の水準に関し、国の「相対的貧困」の水準に相当する、「可処分所得分類Ⅰ」または「可処分所得分類Ⅱ」に該当する世帯は、合わせて6.9%でした。(A-1)なお、調査対象の世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」の世帯で生活する子どもの割合は7.0%、24歳未満の子ども・若者について同様の集計をすると7.6%でした。(A-2)

これら「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、電気料金等を支払えなかったことがある割合が高く、また、必要とする食料・衣料が買えなかったことがある割合が高いなど、所得の水準の低さが実際に生活の不安定さにつながっていることが把握できます。(A-4~A-5)

なお、アンケートで回答が得られたひとり親世帯全体のうち「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯の割合は42.9%であり、ひとり親世帯であることが経済的困窮の背景のひとつになっていることがわかります。(A-3)

図表 A-1 世帯の可処分所得の水準（市民アンケート）



※可処分所得の水準を尋ねた設問に無回答であった場合、あるいは、所得に関する設問や世帯人員に関する設問に情報の不足や矛盾等があった場合は、世帯人数別の可処分所得の分類が不可能であったため集計の対象外としている。

| 世帯員人数 | 可処分所得の水準 | | | | | | (参考) 国の貧困線の基準 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| | 分類Ⅰ | 分類Ⅱ | 分類Ⅲ | 分類Ⅳ | 分類Ⅴ | 分類Ⅵ | |
| 1人 | 60万円未満 | 120万円未満 | 180万円未満 | 240万円未満 | 300万円未満 | 300万円以上 | 122万円 |
| 2人 | 85万円未満 | 175万円未満 | 260万円未満 | 345万円未満 | 430万円未満 | 430万円以上 | 173万円 |
| 3人 | 105万円未満 | 210万円未満 | 315万円未満 | 420万円未満 | 525万円未満 | 525万円以上 | 212万円 |
| 4人 | 120万円未満 | 245万円未満 | 365万円未満 | 485万円未満 | 605万円未満 | 605万円以上 | 245万円 |
| 5人 | 135万円未満 | 275万円未満 | 410万円未満 | 545万円未満 | 680万円未満 | 680万円以上 | 274万円 |
| 6人 | 150万円未満 | 300万円未満 | 450万円未満 | 600万円未満 | 750万円未満 | 750万円以上 | 300万円 |
| 7人 | 160万円未満 | 325万円未満 | 485万円未満 | 645万円未満 | 805万円未満 | 805万円以上 | 324万円 |
| 8人 | 175万円未満 | 345万円未満 | 520万円未満 | 695万円未満 | 870万円未満 | 870万円以上 | 346万円 |
| 9人以上 | 185万円未満 | 365万円未満 | 550万円未満 | 735万円未満 | 920万円未満 | 920万円以上 | 367万円 |

※参考として掲載した国の貧困線の基準は平成27年データに基づくもの。(平成24年データでもほぼ同水準)

図表 A-2 貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合等の推計結果（市民アンケート）

| | アンケート調査結果からの推計値 |
|--|-----------------|
| 世帯に含まれる 18 歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合 | 7.0% |
| 世帯に含まれる 24 歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合 | 7.6% |

図表 A-3 ひとり親世帯で貧困線を下回る水準の世帯の割合（市民アンケート）

| | アンケート調査結果からの推計値 |
|-----------------------|-----------------|
| ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯の割合 | 42.9% |

～ 国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」と本調査の推計値について ～

<「子どもの貧困率」とは>

※国民生活基礎調査では、所得額や税金・社会保険料等の支出額の回答をもとに世帯の可処分所得額が算出され、さらに、世帯の可処分所得額を世帯人員の平方根で除して求められる「等価可処分所得」の額が「貧困線」を下回る場合に、その世帯が相対的貧困に該当するとしています。

※「貧困線」は全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額で設定され、平成 27 年時点では 122 万円でした。これは、世帯単位の可処分所得額で考えると、世帯人員が 2 人の場合は約 173 万円、3 人の場合は約 212 万円、4 人の場合は約 245 万円、5 人の場合は約 274 万円に相当します。

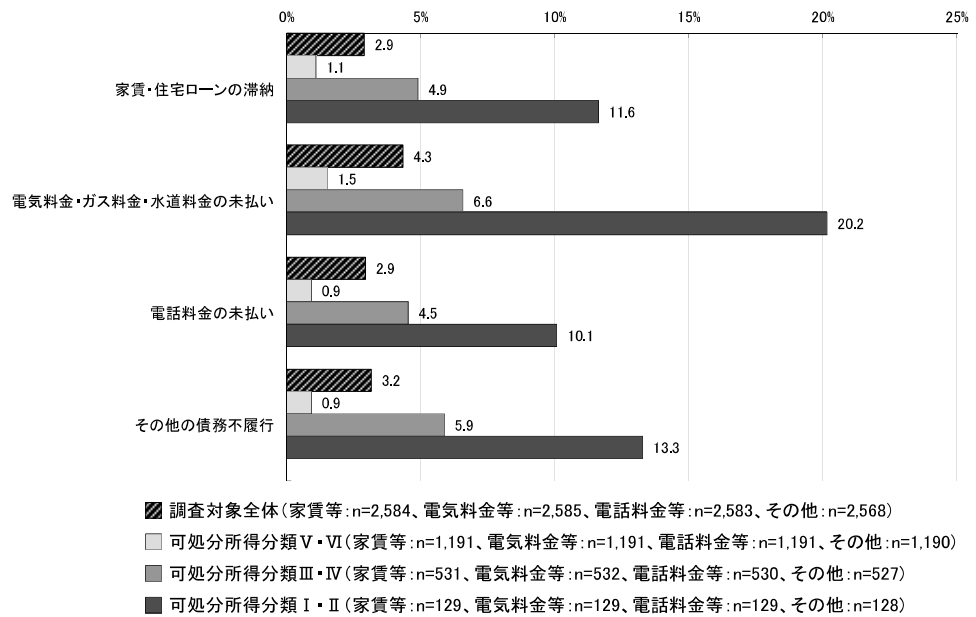
※「子どもの貧困率」は、子ども（18 歳未満）全体に占める、相対的貧困に該当する世帯（等価可処分所得が貧困線に満たない世帯）に含まれる子どもの割合として算出されます。

<本調査の推計値>

※市民アンケートにより、回答者の自己申告で世帯の可処分所得の水準を 6 つの選択肢の中から回答してもらい、その水準が「分類Ⅰ」及び「分類Ⅱ」に該当する場合に、国の貧困線を下回る世帯に相当すると判断しました。また、分類Ⅰ・Ⅱに該当する世帯に属する子ども及び子ども・若者の割合（アンケート回答世帯に含まれる全ての子ども及び子ども・若者に占める割合）を算出しました。

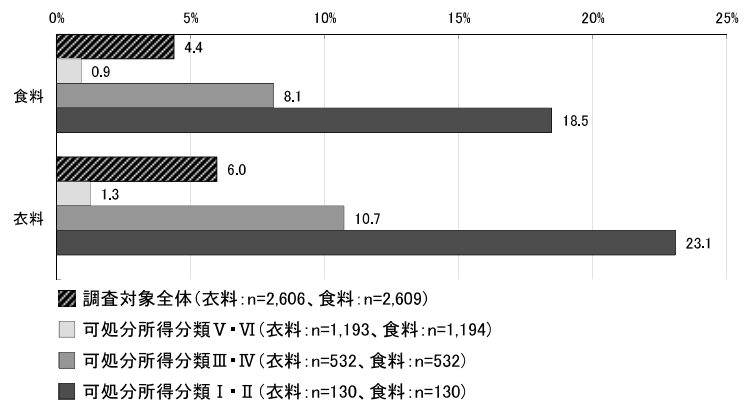
※市民アンケートを実施するにあたり、可処分所得分類Ⅰ・Ⅱの基準は国の国民生活基礎調査に基づく貧困線の基準と同水準になるように設定をしましたが、それぞれの調査は異なる手法により実施されています。そのため、今回市民アンケートにより算出した値について、国民生活基礎調査により算出される「子どもの貧困率」とは同一のものではない点には留意が必要です。

図表 A-4 可処分所得の水準別、経済的な理由による滞納・未払い等の有無
(市民アンケート)



※各項目の滞納・未払い等の経験について、「無回答」を集計対象外²とした上で、「あった」と回答された割合。

図表 A-5 可処分所得の水準別、必要とする食料・衣料が買えなかった経験の有無
(市民アンケート)



※お金が足りなくて必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答された割合。

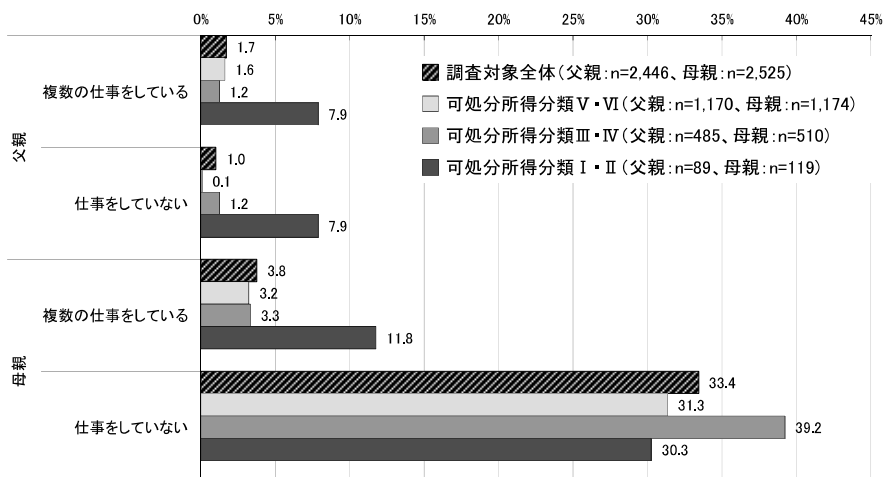
² 回答者属性間などで数値の比較を行うにあたり、本資料では、原則として「無回答」であったデータは集計の対象外として集計結果を掲載した。(以下同様)

B 不安定な就労・生活（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

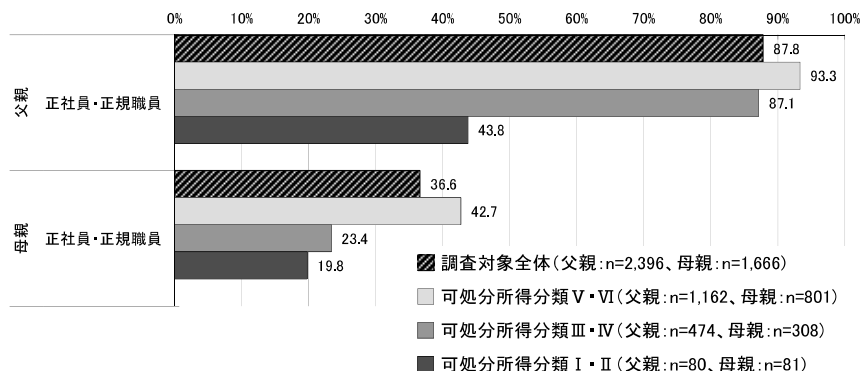
経済的困窮の背景のひとつに、就労状況の違いがあると考えられます。所得の水準が相対的に低い世帯の父親は、複数の仕事をしている割合や仕事をしていない割合が高く、また、正社員・正規職員である割合が低くなっています。母親についても、複数の仕事をしている割合が高く、正社員・正規職員である割合は低くなっています³。(B-1~B-2)なお、児童扶養手当受給資格世帯の母親の仕事をしていない割合は1割未満ですが、正規社員・正規職員である割合は4割未満であり、仕事から十分な収入を得ることができていない状況がうかがえます。(B-3)

さらに、就労により十分な所得が得られない背景のひとつに、保護者自身が抱える疾病や障害等の問題があると考えられます。現在仕事をしていない父親について、仕事をしていない理由に、自分に病気や障害などがあることを挙げている割合が最も高くなっています⁴。(B-4)支援ニーズアンケート調査の対象世帯に関して、父親・母親ともに、仕事をしていない理由として自分に病気や障害などがあることを挙げた割合が最も高く、6割以上となっています。(B-5)

図表 B-1 可処分所得の水準別、父親・母親の就業状況（市民アンケート）



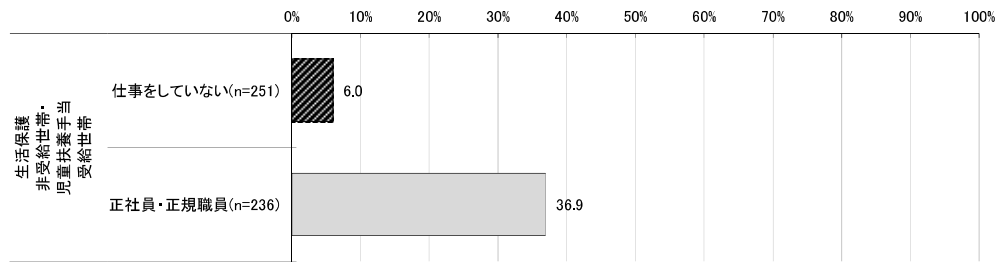
図表 B-2 可処分所得の水準別、父親・母親の就業形態（市民アンケート）



³ 正社員・正規職員である割合が低い一方で、父親に関しては「自営業主（商店主・農業など）」の割合が高く、母親に関しては「パート・アルバイト」等の割合が高くなっている。

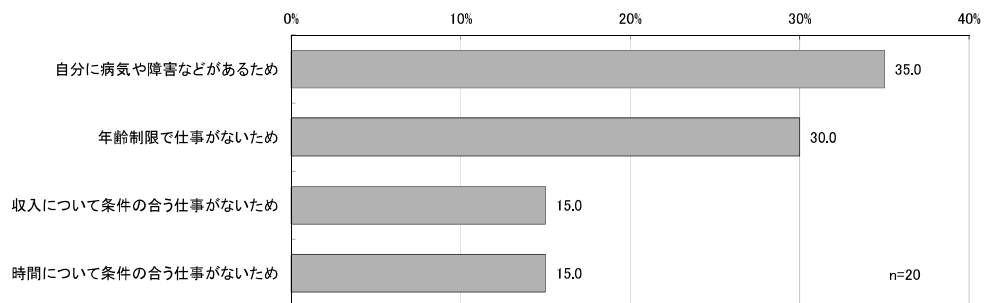
⁴ 集計対象の度数が少ないことから、可処分所得分類別ではなく、全体としての結果を示した。

図表 B-3 児童扶養手当受給世帯（生活保護受給世帯を除く）の母親の就業形態
（支援ニーズアンケート）



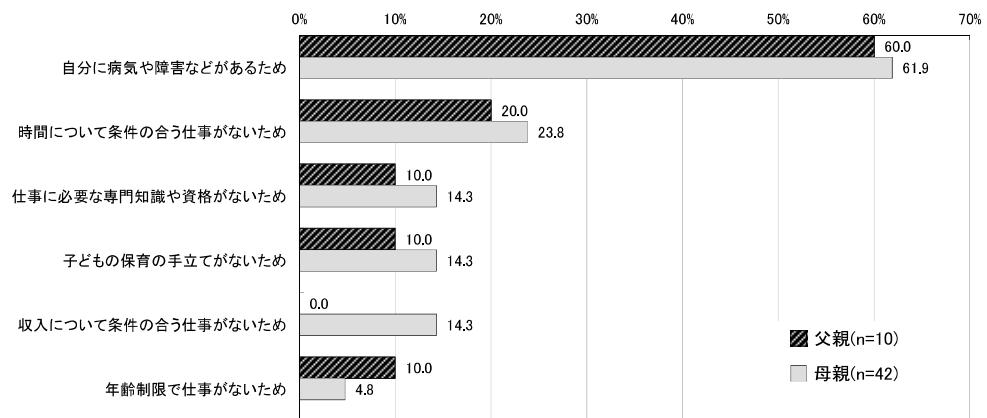
※母親に関し、就業の有無については、「無回答」を除いて集計。就業形態については、「働いている」と回答したもののうち、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

図表 B-4 父親が仕事をしていない理由（市民アンケート、複数回答）



※父親が仕事をしていない理由について、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。回答割合上位の4項目を掲載。

図表 B-5 父親・母親が仕事をしていない理由（支援ニーズアンケート、複数回答）



※仕事をしていない理由について、「わからない」及び「無回答」を除いて集計。回答割合上位の6項目を掲載。

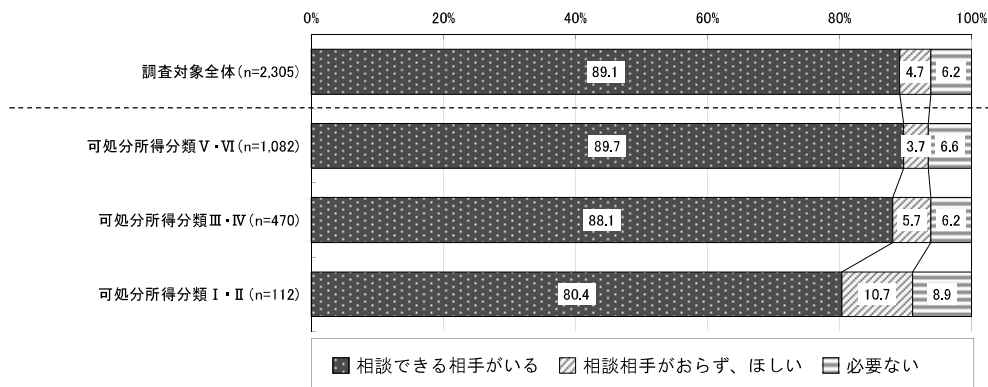
C 保護者の孤立・不安（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子育てのことについて相談できる相手について、「相談相手がおらず、ほしい」の回答割合が高くなっており、また、相談相手について「必要ない」との回答も若干高くなっています。(C-1)

なお、「相談相手がおらず、ほしい」と回答した場合にどのような相手に相談をしたいかを尋ねたところ、「カウンセラーなどの専門家」の回答割合が最も高くなっており、専門的な相談等をしたいと考えているがそれができていないという方が一定割合でいることがわかります⁵。(C-2)

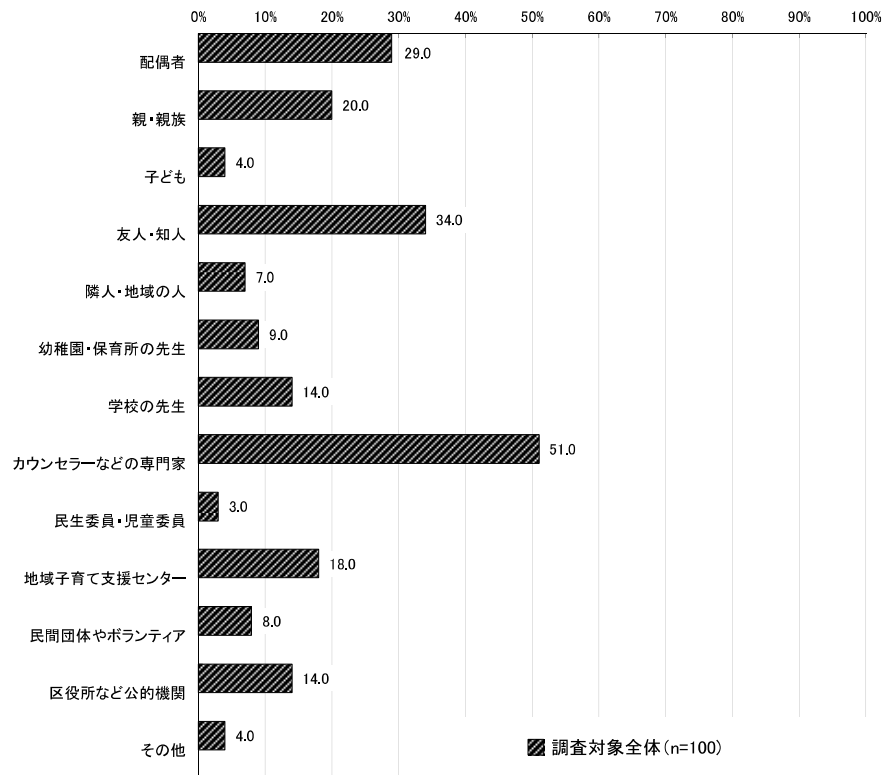
また、相談相手がおらず孤立しがちであるということとも関連し、所得の水準が相対的に低い世帯では、子育て・生活全般の不安や悩みが大きくなっていると考えられます。例えば、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」、「気分が落ち込むことがよくある」、「自分が病気がちである（体調がすぐれない）」の回答割合が相対的に高くなっています。(C-3)

図表 C-1 可処分所得の水準別、子育てのことを相談できる相手の有無（市民アンケート）

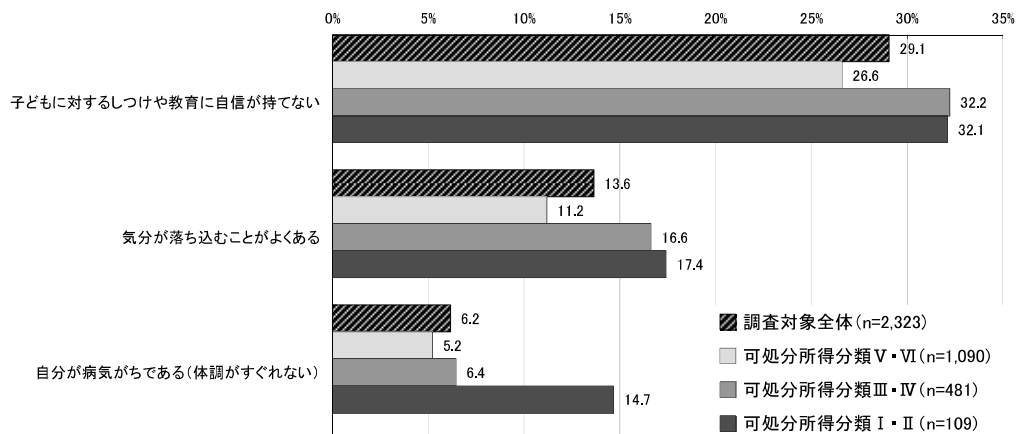


⁵ 相談したい相手に関する集計は、「相談相手がおらず、ほしい」と回答した度数が少ないため可処分所得分類別ではなく、調査対象全体でのみ行った。

図表 C-2 相談相手がほしい場合に相談したい相手（市民アンケート、複数回答）



図表 C-3 可処分所得の水準別、子育て・生活全般に関する心配ごとや悩みごと（市民アンケート、複数回答）

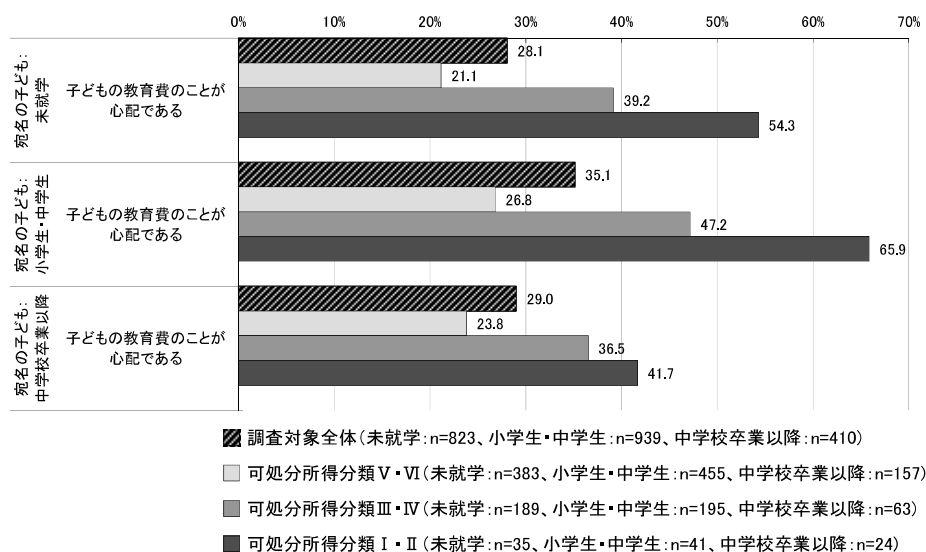


D 教育費の負担（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

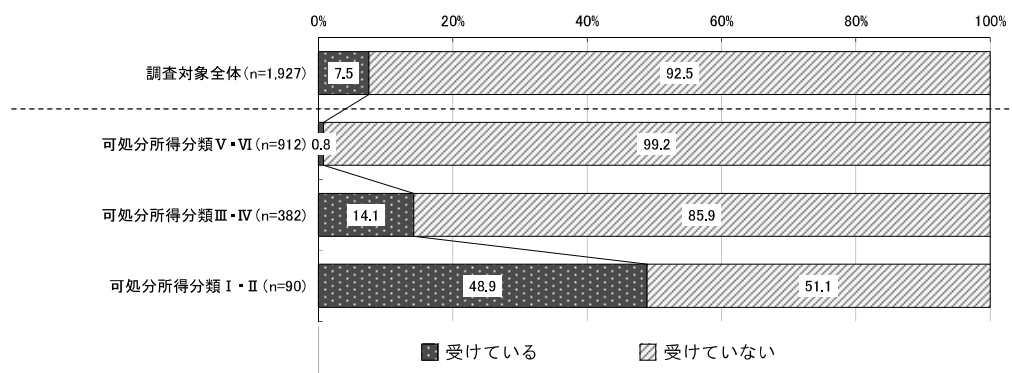
保護者が抱える悩み・不安の中でも、教育費の負担は特に課題になっていると考えられます。所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもの学習や進学・就職等に関する心配ごとや悩みごとについて「子どもの教育費のことが心配である」と回答した割合が高くなっており、特に子どもが小学生・中学生の段階の場合に不安が大きくなっていることがうかがえます。（D-1）

なお、現在小学生・中学生がいる世帯における就学援助の利用状況について、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、「受けている」の割合が半数程度となっています。（D-2）

図表 D-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、子どもの学習や進学・就職等に関する心配ごとや悩みごと（市民アンケート、複数回答）



図表 D-2 可処分所得の水準別、就学援助の利用状況（市民アンケート）



※「対象外（世帯に小学生・中学生はいない）」「わからない」「無回答」を除いて集計。

② 子ども・若者に関する現状・課題

子ども・若者に関しては、発達段階別に想定される課題の違いを踏まえつつ、「生活の基盤形成」「学び・学習」「進学・自立」の3つの領域に関し、状況を整理しました。

ア 生活の基盤形成に関する現状・課題

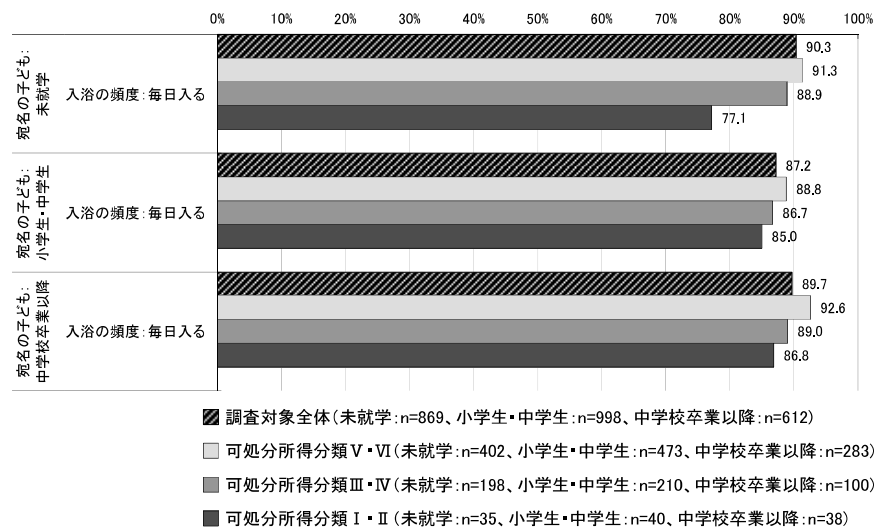
まず、「生活の基盤形成」については、「基本的生活習慣の形成」「朝食の欠食、孤食」「健康・発達状態」の3点について整理しました。

エ 基本的生活習慣の形成（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

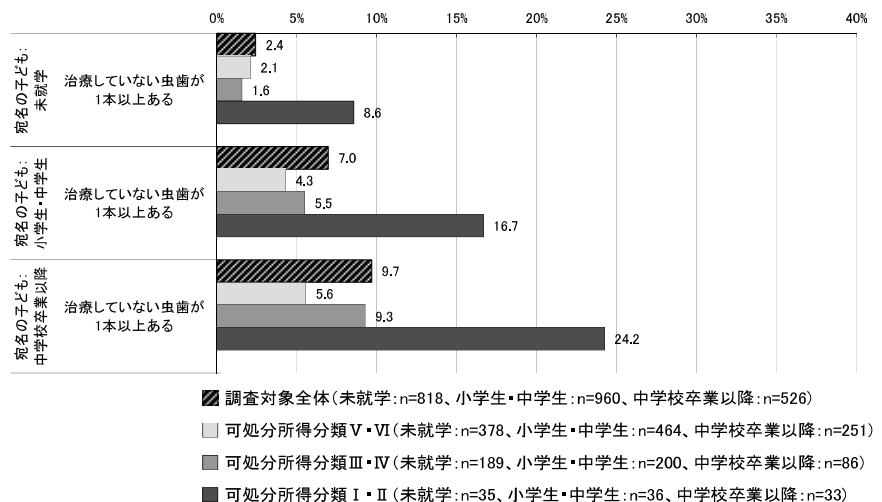
入浴頻度に関して、特に子どもが未就学の場合に、所得の水準が相対的に低い世帯では、「毎日入る」との回答割合が低い傾向が見られます。（E-1）

また、虫歯の有無に関して、就学前、小学生・中学生、中学校卒業以降のいずれの段階においても、所得の水準が相対的に低い世帯で未治療の虫歯がある割合が高くなっています。（E-2）

図表 E-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、入浴の頻度（市民アンケート）



図表 E-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、虫歯の有無（市民アンケート）



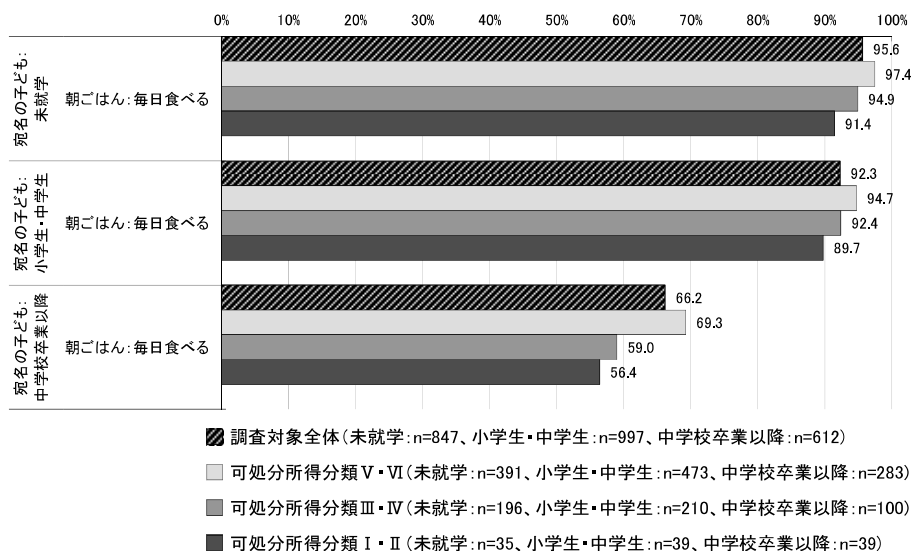
F 朝ごはんの欠食、孤食（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

朝ごはんの摂取状況について、就学前、小学生・中学生、中学校卒業以降のいずれの段階においても、所得の水準が相対的に低い世帯の子どもでは「毎日食べる」との割合が低くなっており、特に中学校卒業以降の段階で差が大きくなっています。(F-1)

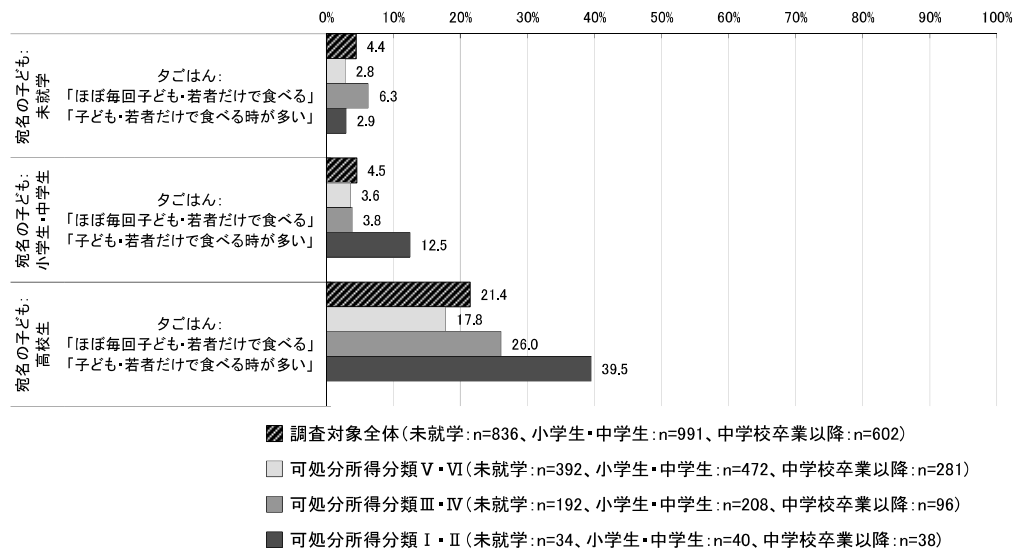
また、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、夕ごはんを「ほぼ毎回子ども・若者だけで食べる」「子ども・若者だけで食べる時が多い」との回答割合が、子どもが小学生・中学生段階の場合は約1割、中学校卒業以降の段階では約4割となっており、特に中学校卒業以降の段階で差が大きくなっています。(F-2)

なお、「可処分所得分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯の子ども・若者は、夕ごはんを食べる時間がより遅い傾向にあることがうかがえます。(F-3)

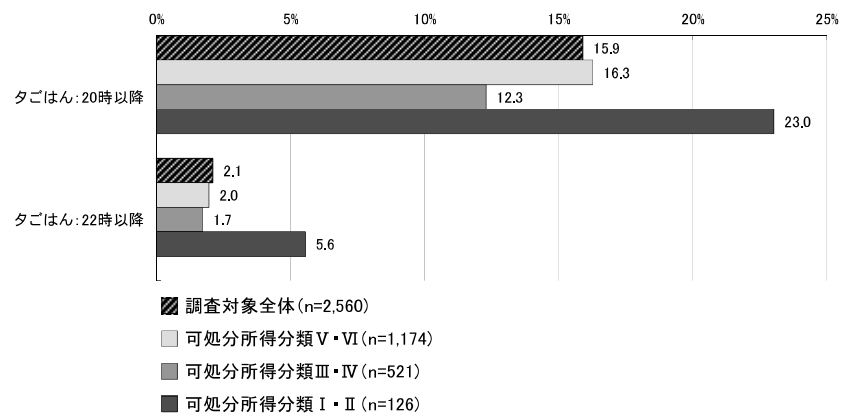
図表 F-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、朝ごはんを食べる頻度
(市民アンケート)



図表 F-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、夕ごはんを子ども・若者だけで食べる頻度（市民アンケート）



図表 F-3 可処分所得の水準別、子ども・若者が夕ごはんを食べる時間（市民アンケート）



※夕ごはんを食べる時間について、「夕ごはんはほとんど食べない」「わからない」及び「無回答」を除いて集計。

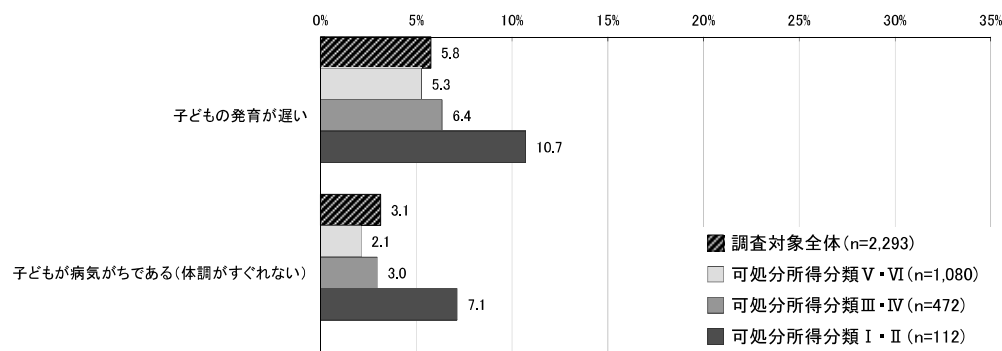
※掲載の「20時以降」の集計値には「22時以降」の回答が含まれる。

G 健康・発達状態（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

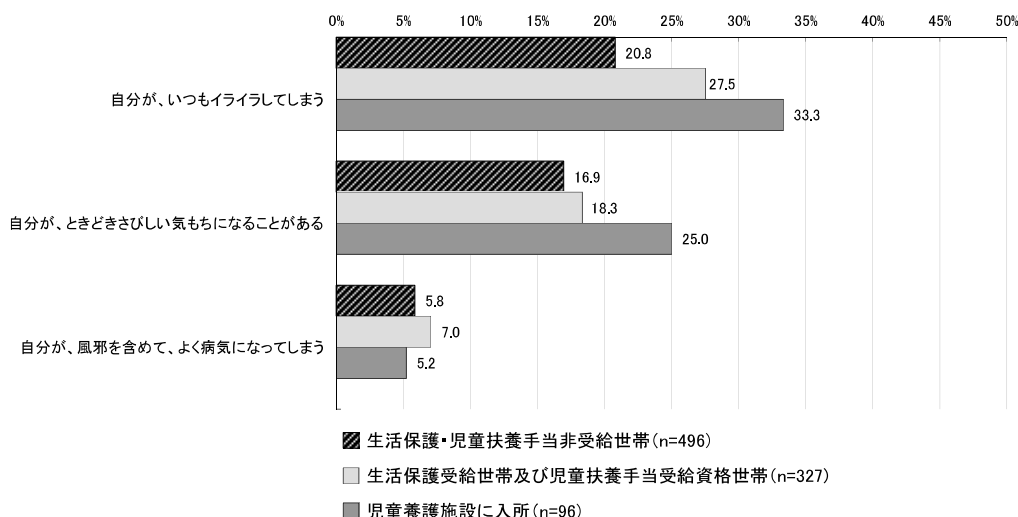
子どもの発育・成長等に関する心配ごとや悩みごとに関して、「子どもの発育が遅い」、「子どもが病気がちである（体調がすぐれない）」といった点について、所得の水準が相対的に低い世帯で回答割合が高く、子どもの健康・発育状態にも差異が生じています。（G-1）

なお、子ども・若者自身の回答で、「自分が、いつもイライラしてしまう」、「自分が、ときどきさびしい気持ちになることがある」といった点に関しては、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもで回答割合が比較的高くなっており、特に心理的な面での課題を抱えていることがうかがえます。（G-2）

図表 G-1 可処分所得の水準別、子どもの発育・成長等に関する心配ごとや悩みごと
（市民アンケート、複数回答）



図表 G-2 世帯の状況別、子ども・若者が家での生活で心配なこと
（支援ニーズアンケート、複数回答）



イ 学び・学習に関する現状・課題

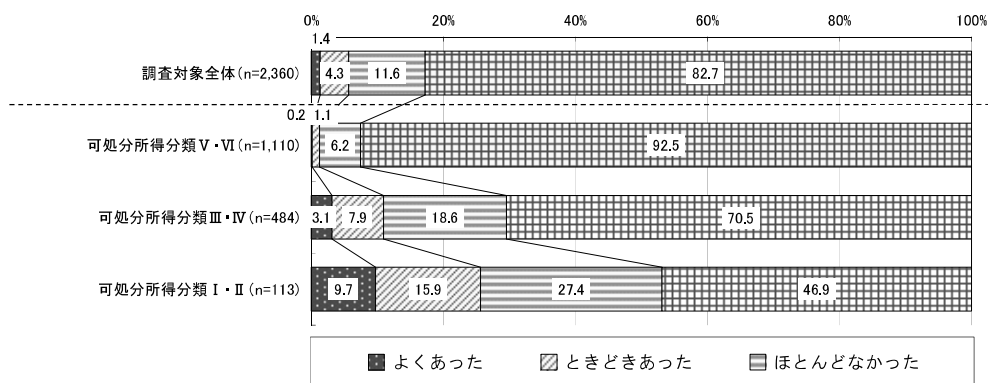
子ども・若者の「学び・学習」について、「学習環境」「多様な体験活動」「学習のつまずき」「学校での疎外感・不登校」の4点について整理しました。

H 学習環境（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

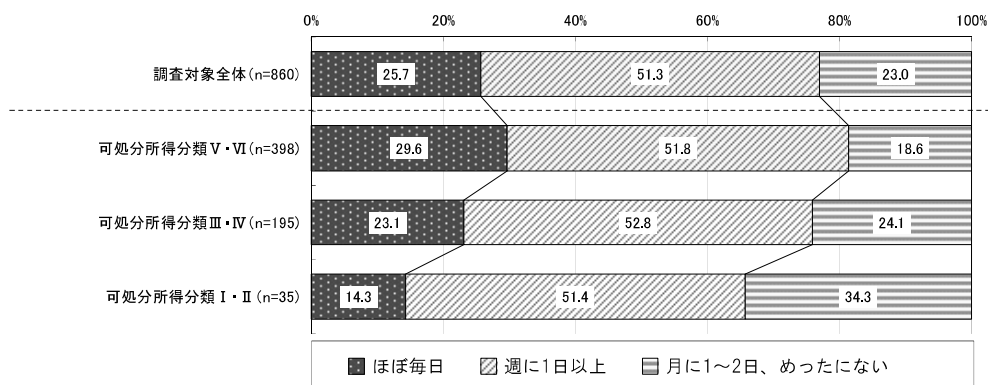
所得が相対的に低い世帯では、子どもが必要とする文具や教材が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合が高くなっており、家庭の学習環境に差異が生じていることが示唆されます。（H-1）

また、子どもが未就学の場合に、保護者から子どもへの本の読み聞かせの状況に着目すると、所得が相対的に低い世帯では、機会・頻度が相対的に少なくなっています。このことから、家庭における保護者と子どもとの関わり方についても差異が生じていることがうかがえます。（H-2）

図表 H-1 可処分所得の水準別、文具や教材が買えなかった経験の有無（市民アンケート）



図表 H-2 可処分所得の水準別、保護者から子どもへの本の読み聞かせの機会・頻度（市民アンケート、宛名の子どもが未就学の場合のみ）

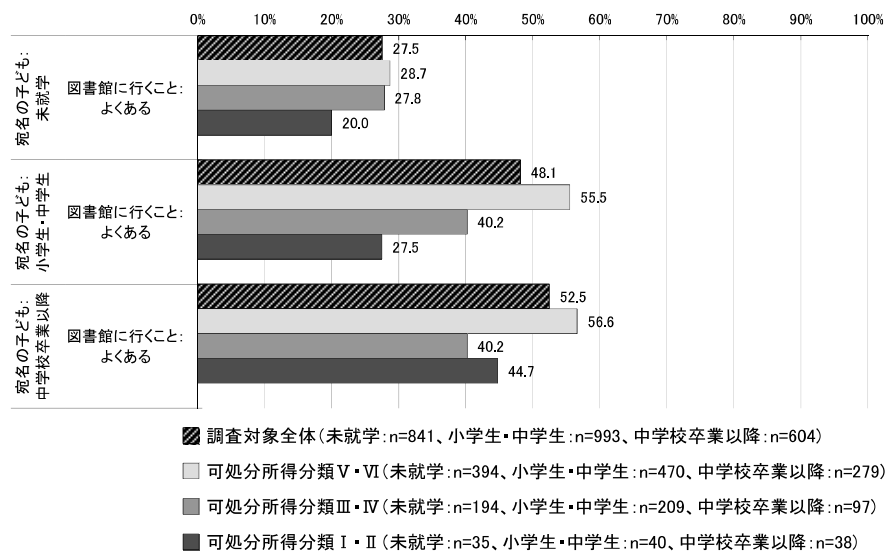


Ⅰ **多様な体験活動**（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

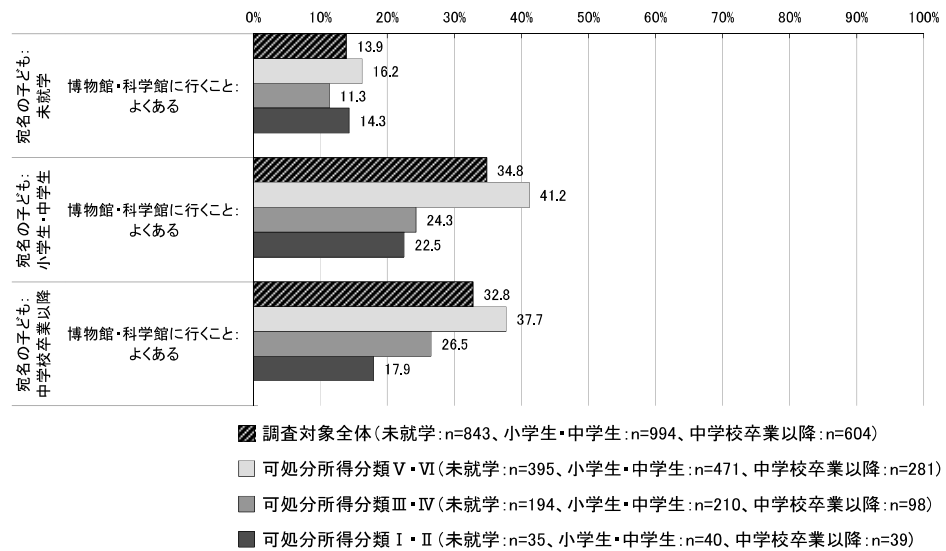
所得の水準が相対的に低い世帯では、「図書館に行くこと」に関して「よくある」との回答割合が低い傾向にあり、特に子どもが小学生・中学生の段階において差異が大きくなっています。「博物館・科学館に行くこと」や「美術館・劇場に行くこと」についても、小学生の段階以降、差が生じていることがうかがえます。また、「公園などで植物や生物に触れたり観察したりすること」といった野外活動の状況についても、所得の水準が相対的に低い世帯では「よくある」の回答割合が低い傾向が見られます。(I-1-I-4)

このほか、習い事の状況にも格差が生じていると考えられ、子ども自身が「やってみたいこと」として習い事を挙げた割合は、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもにおいて比較的高くなっています。(I-5)

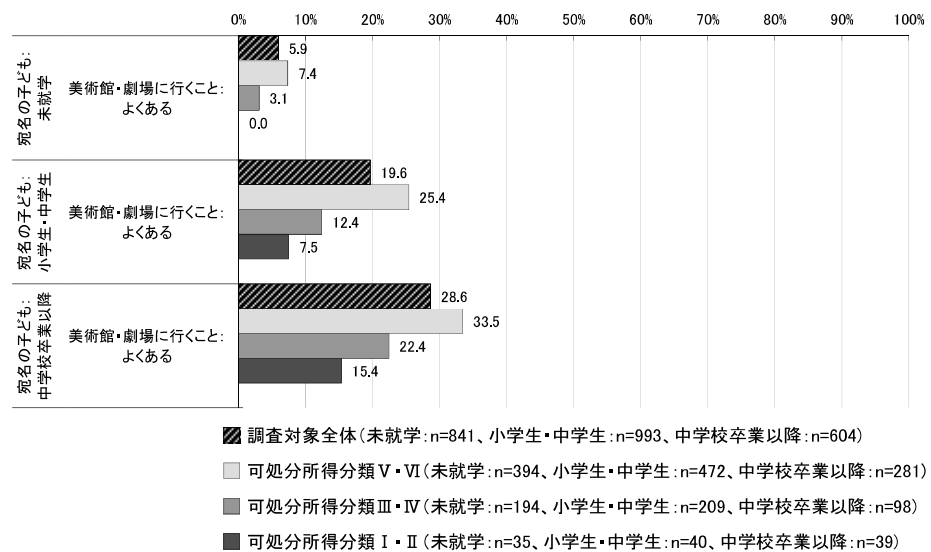
図表 I-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「図書館に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



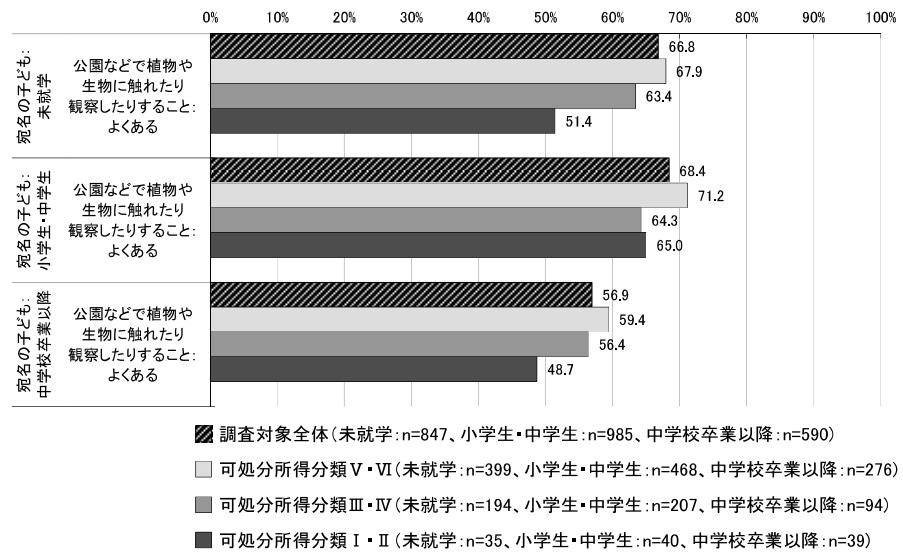
図表 I-2 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「博物館・科学館に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



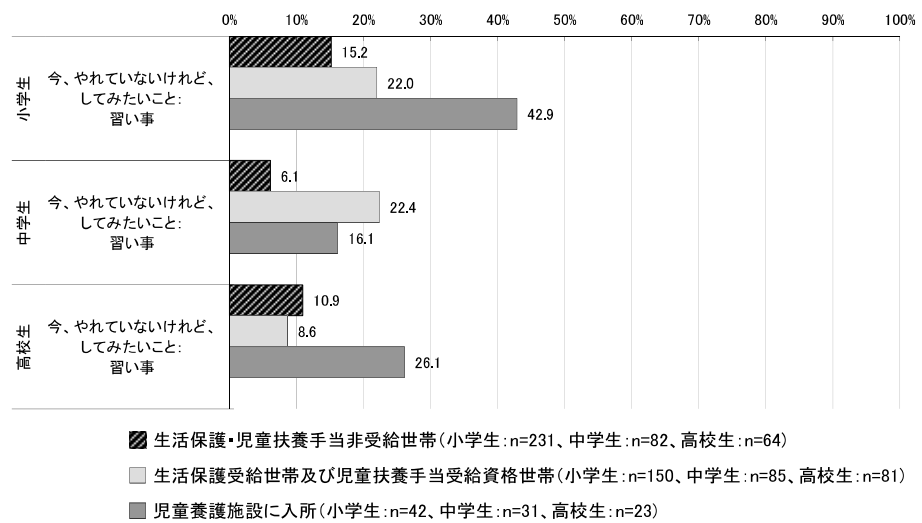
図表 I-3 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「美術館・劇場に行くこと」の経験の有無（市民アンケート）



図表I-4 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、「公園などで植物や生物に触れたり観察したりすること」の経験の有無（市民アンケート）



図表I-5 子ども・若者の発達段階別、世帯の状況別、「してみたいこととしての習い事」の回答状況（支援ニーズアンケート）



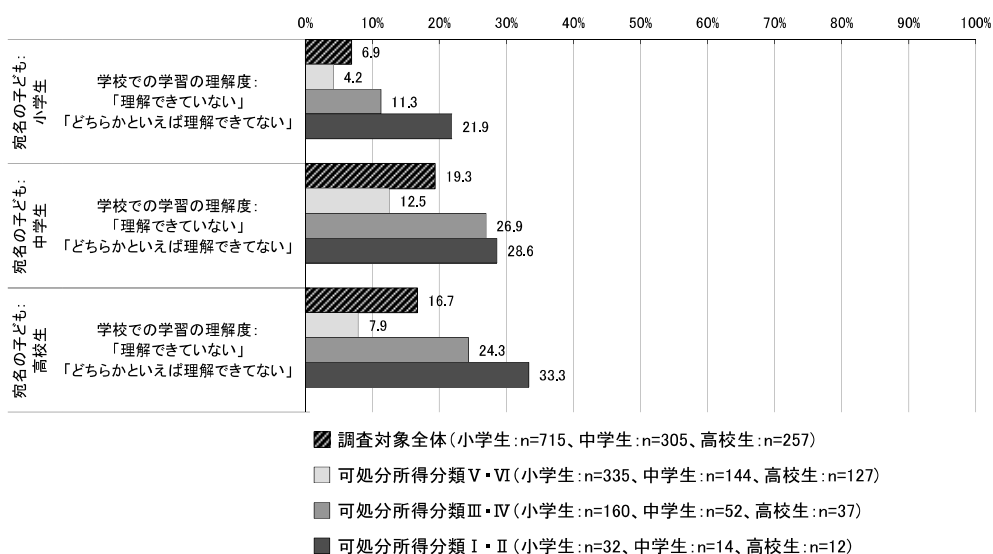
※選択肢は「習い事（野球やサッカーなどのスポーツ・ダンススクール・ピアノ教室など）」として調査を行ったものであり、「してみたいこと」として回答された割合を集計した。

」 学習のつまずき（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもの学校での学習の理解度について「理解できていない」または「どちらかといえば、理解できていない」との回答割合が比較的高くなっています。特に、「可処分所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、小学生の段階で2割以上が学校での学習があまり理解できてないと回答しています。(J-1)

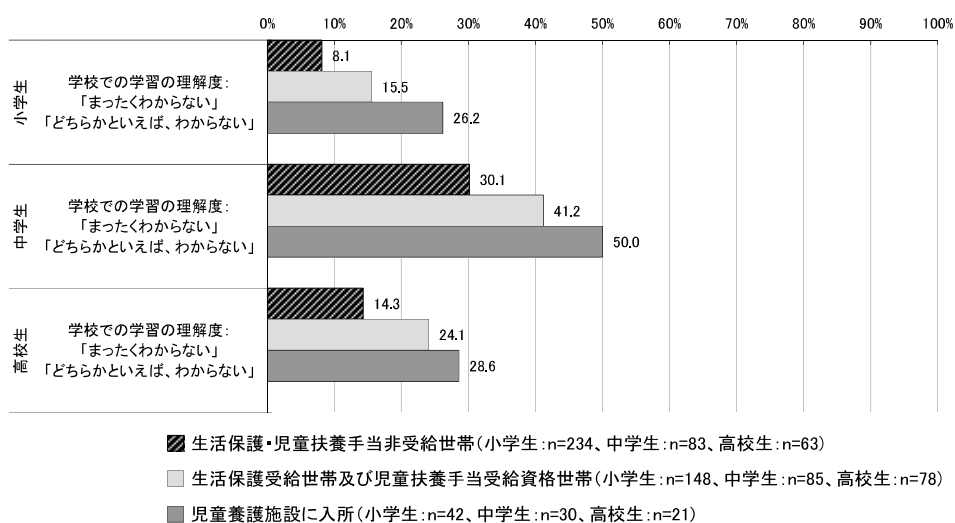
また、子ども自身の回答として、「まったくわからない」または「どちらかといえば、わからない」と回答した割合は、児童養護施設に入所している子どもで高く、課題が大きいことがうかがえます。(J-2)

図表 J-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、学校での学習の理解度（市民アンケート）



※学校での学習の理解度に関して「わからない」「無回答」を除いて集計。

図表 J-2 子ども・若者の発達段階別、世帯等の状況別、学校での学習の理解度（支援ニーズアンケート）

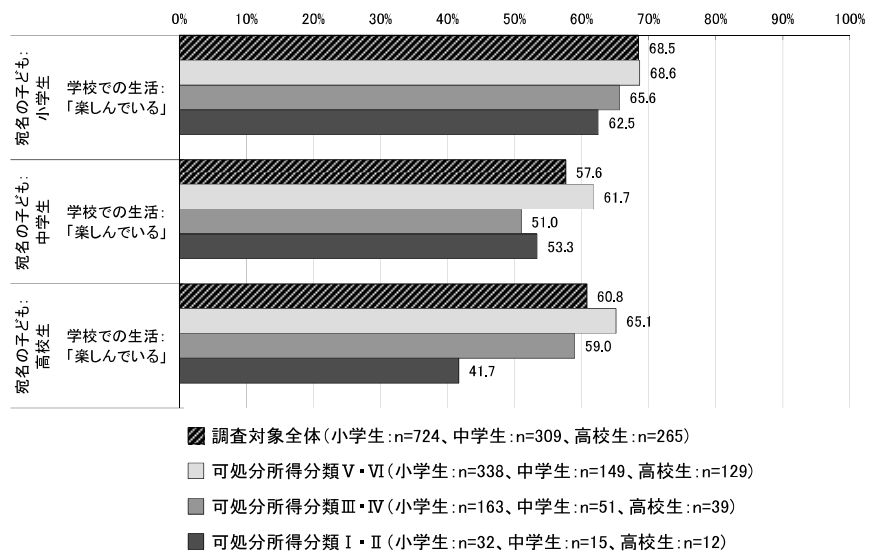


K 学校での疎外感・不登校（文中の記号は対応するアンケート結果の図表番号を意味します。）

所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもが学校生活を「楽しんでいる」と回答した割合が比較的低くなっています。特に高校生段階での差異が大きく、学校段階が上がるにつれ、学校生活を積極的に楽しんでいる子どもが少なくなっていることがわかります⁶。(K-1)

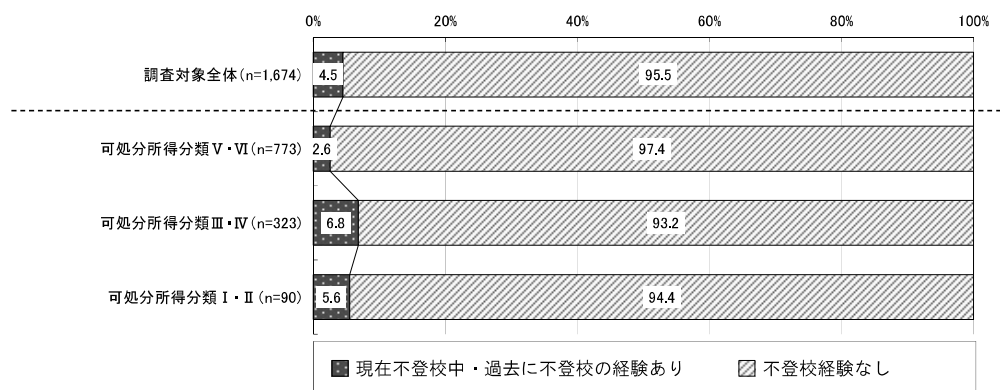
また、所得の水準が相対的に低い世帯では、現在または過去に不登校経験がある割合が若干高くなっています。(K-2)

図表 K-1 子ども・若者の発達段階別、可処分所得の水準別、学校生活の過ごし方
(市民アンケート)



※学校生活の過ごし方に関して「わからない」「無回答」を除いて集計。

図表 K-2 可処分所得の水準別、不登校経験の有無（市民アンケート）



※子どもの不登校の経験について、未就学段階の子どもを除いた上で、「わからない」「無回答」を除いて集計。

⁶ 支援ニーズ調査から把握される子ども自身の回答からも、特に中学生・高校生段階において、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもにおいて「楽しんでいる」の割合が比較的低い傾向が見られる。